

◆ 当院より、緊急事態宣言に伴っての診療制限のお知らせ ◆

2020-04-07

ITO DENTAL OFFICE は緊急事態宣言を受けまして、
コロナウイルス感染拡大防止の観点から自主的な**制限診療**を行います。

【期 間】

令和2年4月8日～5月6日まで

※今後の状況によっては期間の延長の可能性もございます。

【縮小する対象の処置・治療】

- ・ クリーニング（PMTC）
- ・ 定期健診
- ・ (痛みのない歯の抜歯)
- ・ (痛みのないむし歯の治療)
- ・ ホワイトニング

※ 治療に関しては 担当医の判断によります。

この期間に上記の処置・治療で
ご予約いただいている皆様にはこちらからお電話でご連絡を差し上げます。
多くの方にお電話をさせていただく必要がありますので、
ご連絡が遅くなってしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

**その他の処置、治療に関しては
十分な感染予防対策実施の上、対応させていただきます。**

色々逡巡する思いはありましたが、
皆様ご自身のご健康はもちろんのこと周囲にいらっしゃるご家族のことも考え、
このような決断をいたしました。

クリーニングや定期健診は口腔内だけでなく全身の健康へも非常に重要な役割があります。
また現在痛みがなくとも虫歯の処置などは将来のお口の健康の有用であります。

状況が落ち着き次第、

またいつも通りに対応させていただきたく考えておりますので宜しくお願い致します。

しばらくの間ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。

医療法人社団創世会 ITO DENTAL OFFICE

理事長 伊藤創平

副院長 塚田大幹

【重要 新型コロナウイルスについて】2020年3月26日現在

新型コロナウイルス感染症患者の発生拡大が懸念されている状況を受け、
ご来院に際して現状で下記に当てはまる方は来院日時の変更のご相談を
お願いしております。

※または来院時は速やかに受付までお申し出ください

【当日の受診はご遠慮いただきます】

- 37.0℃以上の発熱がある方
- 呼吸器症状（呼吸苦・痰・咽頭痛など）がある方
- 2週間以内の海外渡航歴がある方
- 家族、友人、職場など親近者で海外などへの渡航歴がある人との接触がある方
- 新型コロナウイルス感染症の患者様と接触のあった方

ご来院される方におかれましては、手洗い・手指消毒・マスク着用・

咳エチケットなど標準的な予防策をとっていただきますようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染予防対策について】2020年3月26日現在

ITO DENTAL OFFICEでは、標準予防策（スタンダードプリコーション）を行っています。

標準予防策とは、「あらゆる人の血液、すべての体液、汗以外の分泌物、排泄物、損傷のある皮膚、および粘膜には感染性があると考えて取り扱う」という考え方を基盤に、すべての人に実施する感染予防策です。

普段から行っている標準予防策は、

- マスクとグローブ（医療用ゴム手袋）の着用
- グローブの患者様ごとの交換
- 患者様用のエプロン、コップは患者様ごとに廃棄
- 治療器具は、ドリル等のハンドピースを含め患者様ごとに交換し、消毒滅菌
- 診療台や操作パネル等の消毒液による清拭
- スタッフの頻繁な手洗いと手指消毒
- 診療室内での医療用空気清浄機の稼働

そこに加え、新型コロナウイルス感染予防対策として、

- 全スタッフのマスク着用
- 待合室への消毒液の設置
- 定期的なドアノブや取っ手、手すりの消毒液による清拭
- 定期的な換気

社会情勢、新型コロナウイルス感染状況により変更する場合がございます。

その際は、随時情報を発信させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症問い合わせ先】

※厚生労働省電話相談窓口（毎日：9時00分～21時00分）

TEL：0120-565653

※千葉県電話相談窓口 コールセンター（毎日：24時間）

TEL：0570 - 200 - 613

※帰国者・接触者相談センター 市川保健所（毎日：9時00分～17時00分）

TEL：047 - 377 - 1103（平日）

TEL：043 - 223 - 2989（土日祝日）

時間外はTEL：047 - 377 - 1103でコールセンター対応となります。